

**□ 働き方改革関連****全圧連アンケートによる コンクリート圧送業界の課題****打設計画が元請主導のなか、時間管理はできますか？**

コンクリート圧送業界では、2024年に控える時間外労働の上限規制に対応するため、労働時間の短縮に向けた施策の推進が喫緊の課題となっている。全国コンクリート圧送事業団体連合会（全圧連・佐藤隆彦会長）では、対応策の実施に向けた基礎資料とするため、2021年9月に会員企業を対象として時間外労働の実態を把握するアンケート調査を行った。本稿では佐藤会長にお話を伺うとともに、アンケート調査で上がった声の一部を紹介し、コンクリート圧送業界における働き方改革の課題と展望を見据える。



佐藤隆彦会長

**□ 回送時間の扱いが課題**

佐藤会長は「業界としては、2年半後に控える罰則付き時間外労働規制の適用に対応し切れていないのが実情だ」と述べ、長時間労働は正への対応を難しくしている原因を「コンクリート圧送業の業態にある」と指摘する。

コンクリート圧送業では、建設現場へコンクリートポンプ車を往復させる回送時間が必要となる。この回送時間も労働時間として換算されるため、現場での実作業にかかる労働時間が規制を満たしても、回送時間と必要な点検・準備などの時間を含めると、時間外労働の上限規制をクリアすることが難しい。

「渋滞など交通事情的な障害が多い首都圏で、午前8時から現場にポンプ車を配置し圧送作業を行うには午前6時に出社し、機材の点検と準備、現場への走行、現場での配管敷設などの段取り作業を行わなくてはならない。打設終了後もポンプ車の洗浄作業、会社への回送といった多くの

時間外労働が発生するため、法令を遵守すると1日の作業時間・打設数量がタイトに限定されてくる。法定労働時間をクリアしようとした場合、1台で圧送できる時間は1日4時間程度、打設可能な生コンの量は100m<sup>3</sup>程度だ。単純な運搬作業とは異なり打設作業にも携わるため、ピストン輸送的な対応も難しい」（佐藤会長）

会員企業からも「現状では対応できない」という声が上がっており、全圧連では労働時間の実態を調査すべく、2021年9月に会員企業を対象に時間外労働の実態を把握するためのアンケート調査を実施した。

**□ 元請の打設計画が作業時間を左右**

アンケートは「ひと月平均・1台あたりのポンプ車の稼働日数」「現場があるときの圧送従事者の出社時刻とその頻度」「現場にポンプ車で向かう出発時刻」「現場に到着するまでの時間」「現場を退出する時刻」「帰社時の回送

間」「作業報告・点検を終え、圧送従事者が退社する時刻」「昨年1年間の圧送従事者1人あたりの時間外労働」など11項目にわたって実施。

時間外労働の現状については「圧送開始時間によっては早朝出勤となることがあるが、元請業者の間でも働き方改革が浸透し過度の長時間に渡る作業は減っている。それに伴い時間外労働も減少傾向にある」といった声があがる半面、「回送時間が労働時間となっているので、時間外労働は必然的に増える傾向にある」という意見も多かった。

また、時間外労働規制への個社対応が難しい理由として、

- ・専門工事業ではあるが、打設計画が元請主導のため、時間管理が難しい。

- ・作業時間は主に配管本数（設置するためにかかる時間）と打設量に影響される。元請に指示されたものをこちらから断ることは基本的にできない。

- ・土工・鉄筋工・型枠工のように毎日が同じ現場ではないため、日々の仕事量を調整できない。生コンの出荷・運搬、型枠の強度、土工の打設ペースなどの影響を受けるため、我々だけで作業時間を管理することは困難。

という形で、元請業者の打設計画に作業時間が左右される業態であることを指摘する意見が見られた。その上で、コンクリート圧送業においても2024年4月以降、他の業種と同じ時間外労働の上限規制が課せられることについて、

- ・人材の確保・育成、働きやすい環境の確保など、今後の業界発展のためにも、時間外労働の問題と向き合うことは必然だが、建設業が他業種と同じ上限を厳守できるかは疑問。

- ・半製品である生コンを扱う圧送業は、医師の手術同様、途中で止められない工程を任されているため、規制緩和はある程度必要だと思う。

- ・運送業並の特例は不要と思うが、「月45時間を超える月数は6カ月まで」という規制は除外してもらえば助かる。年720時間と複数月80時間の規制は従業員の健康を守る上で必要と考える。

- ・会社から現場、現場から会社の移動は通勤扱いとして時間外労働の対象外にしてほしい。

など規制緩和に関する様々な意見があがった。佐藤会長も「業種業態を問わず一律の長時間労働規制が望ましいことなのかどうか」としつつ、「規制緩和は働き方改革の本来

の趣旨と矛盾する恐れがあるため、行政への要望等については慎重に検討を行っていきたい」との見解を示す。

**□ 作業時間の上限設定求める声も**

一方、上限規制を遵守するための具体策としては、現場での圧送作業時間に上限を設ける形で実施工時間の短縮を求める声が多くあがった。佐藤会長も「実作業の時間を短くしなければ実質的な『働き方改革』とはならない。その場合、ポンプ車1台あたり1日4時間程度の作業量で事業を継続できる受注料金の設定が必須だ」とする。

また、圧送業者側の対応として、交代要員を配置し、時間を管理して圧送作業が長時間に渡る場合は途中で人員を交代させる等の策があがる一方、

- ・交代要員の採用や請求時における交代要員経費の計上といった課題を、個社ですぐに解決することは困難。

- ・交替要員の配置要請は圧送業者への負担も増えるため、関連業界との連携も必要。

- ・土日・祝日の公共工事の作業禁止など行政の強い干渉がないと、現場を掛け持ちする圧送業界が時間外労働の規制に対応していくことは困難。建設業界の事務所は週休2日制だが現場は工期の都合上ほとんど祭日も休まず、日曜だけの休日体制になっている。まず業界全体の統一的な休日を定めるよう、話し合いの場を設けていくことも必要だと思う。

など隣接業界や行政との連携を求める意見もあった。

**□ クレーン建設業など関連業界との連携も**

「今回の調査を通じて様々な回答を精査するなかで、この問題は都市部・大型案件中心に事業を展開している圧送業者ほど深刻なことが分かつてき」（佐藤会長）という。全圧連では現在、より仔細な状況とその解決案を探るべく、そうした会員企業を対象とした再調査を行っている。

佐藤会長は「時間外労働の上限規制の問題はコンクリート圧送業だけでなく、クレーン建設業にも当てはまる。専門工事業だけでなく、1日の現場の最初から最後までを管理する施工技術者も同様の悩みを抱えているのではないだろうか。そうした業種と連携するとともに、アンケート調査を通じて浮かび上がってきた各社の要望を踏まえ、会員企業が納得できるような対策を講じていきたい」と語る。